

名勝宮川堤保存管理指針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 三重県文化財保護条例の趣旨に基づき、三重県指定名勝宮川堤の適切な保存及び管理を行うことを目的とする保存管理指針を策定するため、名勝宮川堤保存管理指針策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、名勝宮川堤保存管理指針原案を作成し、必要に応じて名勝指定範囲内の現状変更等について調査審議する。

(組織)

第3条

- (1) 策定委員会は、伊勢市教育委員会が委嘱し、別表に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 委員長及び副委員長は、伊勢市教育委員会が委員のうちから選出する。
- (3) 委員長は策定委員会を主催し、副委員長は委員長が不在の時に代行して主催する。
- (4) 伊勢市教育委員会は、必要があると認めるときは、策定委員会委員以外の者を策定委員会に加えることができる。

(臨時委員)

第4条

- (1) 策定委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- (2) 臨時委員は、伊勢市教育委員会が委嘱する。

(委員及び臨時委員の任期)

第5条 前2条の規定により委嘱された委員及び臨時委員の任期は、当該事項を調査審議し、保存管理指針書を作成するまでとする。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が必要に応じて召集する。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、伊勢市教育委員会事務局文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、伊勢市教育委員会が定める。

附則 この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日より施行する。

※別表の内容については、P 4 「3. 策定の体制」参照。